

共済金の算出方法等について

- ① 火災、落雷、破裂・爆発（水道管の凍結による破裂は対象外）、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊による損害（建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊による損害については、損害額1万円以上が給付の対象となります。）

共済契約額が契約物件の再取得価額の80%以上の加入の場合、共済契約額を限度に損害額全額をお支払いします。ただし、共済契約額が契約物件の再取得価額の80%未満の加入の場合は、共済契約額を限度に下記の算式により算出します。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済契約額}}{\text{(再取得価額} \times 80\%)}$$

算出例：再取得価額2,000万円の建物の場合で契約額が1,000万円の場合の支払共済金は？

例1 火災により全焼（損害額2,000万円）

$$2,000\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{(2,000\text{万円} \times 80\%)} = 1,250\text{万円} < \underline{1,000\text{万円}}$$

例2 火災により部分焼（損害額400万円）

$$400\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{(2,000\text{万円} \times 80\%)} = \underline{250\text{万円}}$$



- ② 風水雪害による損害（損害額が建物・動産それぞれ20万円以上が給付の対象となります※）
 ※令和4年4月1日以降の罹災から適用されます（改正前50万円→改正後20万円）。

$$\text{損害の程度} = \frac{\text{損害額}}{\text{再取得価額}} \quad \text{と給付割合は下表のとおりです。}$$

損害の程度	給付割合
全 損	10 / 100
1/2以上	5 / 100
1/3以上	3 / 100
1/3未満	1 / 100

※支払共済金は共済契約額又は再取得価額のどちらか低い価額に給付割合を乗じて得た額となります。

なお、損害額の10/100の額、又は450万円のいずれか低い額を限度とします。

- ③ **風水雪害特約共済**を付加した場合の共済金の算出方法
 （損害額が建物50万円以上、動産20万円以上が給付の対象となります。）

$$\text{風水雪害特約共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済契約額}}{\text{(再取得価額} \times 80\%)}} \times \frac{50}{100}$$

※損害額の50/100又は共済契約額の50/100(上記算出方法による額)のいずれか低い額が限度です。

- ④ **臨時費用共済金**
 共済契約物件が損害を受けたことにより臨時費用をてん補するため、200万円を限度に火災共済金・風水雪害特約共済金（特約付加の場合）の合計額の15%相当額をお支払いします。
- ⑤ **残存物取片づけ費用共済金**（損害見積り額に含まれていない場合は対象外となります。）
 建物・動産の取り壊し費用、取り片づけ費用等をてん補するため、実費をお支払いします。ただし、火災共済金・風水雪害特約共済金（特約付加の場合）の合計額の5%相当額、又は100万円のいずれか少ない額を限度にお支払いします。
- ⑥ そのほか、失火見舞費用共済金や地震等災害見舞金もお支払いします。